

第三章 課題別施策内容 第3次・第4次 対照表

第3次計画	第4次計画
<p>基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり</p> <p>主要課題 1 人権の尊重と侵害の解消に努めます。</p> <p>男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。</p> <p>しかしながら、異性や子ども、高齢者への身体的、精神的、性的、経済的などの暴力が様々な形で社会に存在し、また、各種メディアによる性の差別につながる表現など、必ずしも個々の人権が尊重されているとはいえない状況が見られます。</p> <p>このようなことから、あらゆる場を通じて人権尊重の意識を育成するとともに、あらゆる暴力の根絶に努めます。</p> <p>施策の方向 (1) 人権を尊重する環境づくりの推進</p> <p>誰もがお互いを尊重する社会づくりのための環境整備や広報・啓発活動を進めます。また、市広報・出版物などにおける性差別につながる表現の促進に努め、市民が情報を正しく理解していくための啓発を進めます。</p> <p>施策の方向 (2) あらゆる暴力の根絶</p> <p>あらゆる暴力や虐待、差別は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識に立って、暴力を予防するための啓発活動を推進するとともに、被害者の安全確保と自立を促すための支援体制の充実に努めます。</p>	<p>基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり</p> <p>主要課題 1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重に努めます。</p> <p>男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。</p> <p>しかしながら、異性や子ども、高齢者への身体的、精神的、性的、経済的などの暴力が様々な形で社会に存在し、また、各種メディアによる性の差別につながる表現など、必ずしも個々の人権が尊重されているとはいえない状況が見られます。</p> <p>このようなことから、あらゆる場を通じて人権尊重の意識を育成するとともに、DVについては、時には命にもかかわる重大な人権侵害であるため、根絶に向けて様々な場を通じて意識啓発に力を入れるとともに、被害者への支援体制を推進します。</p> <p>施策の方向 (1) 人権を尊重する環境づくりの推進</p> <p>誰もがお互いを尊重する社会づくりのための環境整備や広報・啓発活動を進めます。また、市広報・出版物などにおける性差別につながる表現の促進に努める一方、近年普及が著しいSNS等のメディアから様々な情報を正しく理解していくための啓発を進めます。</p> <p>施策の方向 (2) DV等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援</p> <p>あらゆる暴力や虐待、差別は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識に立って、暴力を予防するための啓発活動を推進するとともに、相談しやすい体制を整備し、被害者の安全確保と自立を促すための支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、被害者支援に関わる関係機関が相互に協力し、連携できる体制づくりを進めます。</p>

主要課題 2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。

男女の性別によって役割を固定化する役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害になっています。

こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要になっており、学校、地域、家庭などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めます。

施策の方向(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

本市では、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導の充実に努めています。また、学校教育関係者に対する研修の充実や、男女共同参画の視点に立った学校運営など、学校教育や就学前教育など教育全体を通じての男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

施策の方向(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

社会のあらゆる場で、男女共同参画に関する社会教育・生涯学習が進められるよう機会の充実と環境の整備に努めます。また、幼少期から男女共同参画の視点にたった家庭教育が行われるよう保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

主要課題 3

男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、これを妨げるようなものも含まれています。

そのため、一人ひとりの個性と能力を認め合い、自立

主要課題 2 生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。

男女の性別によって役割を固定化する役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害になっています。

こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要になっており、学校、地域、家庭などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めます。

施策の方向(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

本市では、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、指導の充実に努めています。また、学校教育関係者に対する研修の充実や、男女共同参画の視点に立った学校運営など、学校教育や就学前教育など教育全体を通じての男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

施策の方向(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

社会のあらゆる場で、男女共同参画に関する社会教育・生涯学習が進められるよう機会の充実と環境の整備に努めます。また、幼少期から男女共同参画の視点にたった家庭教育が行われるよう保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

主要課題 3

男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があります。

そのため、一人ひとりの個性と能力を認め合い、自立

する精神を育むため、固定的な男女の役割分担意識を解消し、そうした意識に基づく制度・慣行を男女共同参画の視点から見直しを進めます。また、本市の男女共同参画推進の状況を的確に把握するための調査・研究及び情報の提供に努めます。

施策の方向 (1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、その解消に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

意識づくりを推進するためには、多くの人たちが男女共同参画に関する様々な情報を共有することが必要です。そのため、男女共同参画に関する調査研究を進め、多様な媒体を有効に活用して情報を収集し、誰もが理解を深めることができるような配慮のもと、その提供に努めます。

する精神を育むため、固定的な男女の役割分担意識を解消し、そうした意識に基づく制度・慣行を男女共同参画の視点から見直しを進めます。また、本市の男女共同参画推進の状況を的確に把握するための調査・研究及び情報の提供に努めます。

施策の方向 (1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

意識づくりを推進するためには、多くの人たちが男女共同参画に関する様々な情報を共有することが必要です。そのため、男女共同参画に関する調査研究を進め、多様な媒体を有効に活用して情報を収集し、誰もが理解を深めることができるような配慮のもと、その提供に努めます。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件作り

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

行政の施策や社会のあらゆる分野(家庭、学校、職場、地域など)における運営方針などは、社会の半分を構成する女性にも大きな影響を与えます。男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成のため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、女性の政策・方針決定過程への実質的な機会均等を確保し、男女共同参画を進めるために、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への理解を求めていくとともに、女性自身の能力開発(エンパワーメント)を促す教育・学習機会の充実に努めます。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定の場への参画を促進するための登用方法や制度の見直しに努め、本市における審議会などへの女性委員の参画を促進します。また、社会のあらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

施策の方向(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備

女性の能力開発や人材の育成のための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報保護に配慮しつつ、女性の人材に関する情報を収集・整備し、必要に応じて提供できる体制の充実に努めます。

また、社会の様々な分野で活動している女性団体の相互交流が拡大されるよう、連携体制の構築などの取

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件作り

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

女性の参画は、様々な分野で進んできていますが、行政の施策や社会における運営方針決定の場は、男性が多数を占めている状況であり、社会の半分を構成する女性にも大きな影響を与えます。男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、活躍する機会が確保され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成のため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の政策・方針決定過程への実質的な機会均等を確保し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への理解を求めていくとともに、女性自身の能力開発(エンパワーメント)を促す教育・学習機会の充実に努めます。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定の場への参画を促進するための登用方法や制度の見直しに努め、本市における審議会などへの女性委員の参画を促進します。また、意欲と能力を持った女性が積極的に活躍できるよう、社会のあらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

施策の方向(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備

女性の能力開発や人材の育成のための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報保護に配慮しつつ、女性の人材に関する情報を収集・整備し、必要に応じて提供できる体制の充実に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けて活動する個人や団体への支援を行い、相互交流を促進し、連携体制

組みを支援します。

主要課題 2 労働の場における男女共同参画を進めます。

女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法の施行などにより女性の働く環境の整備は進んできましたが、実際の雇用の場における男女の不平等感は、依然として強い状況にあります。

また、農業・商業などの自営業においては、女性が重要な役割を担いながらも、評価されていない状況にあります。

労働の場における男女共同参画を実現するために、女性が社会的に十分尊重され、保護、評価されるとともに、男性も女性も雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる労働環境づくりに努めます。

施策の方向(1) 就労の機会均等と労働環境の整備

一人ひとりがその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働けるよう、労働の場における男女共同参画を確立するための施策を推進します。また、雇用・就業形態が多様化する中において、適切な処遇・労働条件が確保されるよう支援に努めます。

施策の方向(2) 働く女性の母性保護に関する啓発

働く女性の母性が社会的に尊重され保護されるよう意識啓発を進めるとともに、労働関係法の母性保護規定の周知に努めます。

の構築などの取組みを支援します。

主要課題 2 労働の場における男女共同参画を進めます。

女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など法制面での充実が図られてきたことなどにより、女性の働く環境の整備は進んできましたが、実際の雇用の場における男女の不平等感は、依然として強い状況にあります。

また、農業・商業などの自営業においては、経営面で男性が主導権を握っていることが多く、女性が重要な役割を担いながらも、評価されていない状況にあります。

こうした中、平成27年9月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」が施行しました。

労働の場における男女共同参画を実現するために、女性が社会的に十分尊重され、保護、評価されるとともに、男性も女性も雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる労働環境づくりに努めます。

施策の方向(1) 就労の機会均等と労働環境の整備

一人ひとりがその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働けるよう、労働の場における男女共同参画を確立するための施策を推進します。また、雇用・就業形態が多様化する中において、適切な処遇・労働条件が確保されるよう支援に努めます。

施策の方向(2) 働く女性の母性健康管理及び母性保護に関する啓発

男女雇用機会均等法の母性健康管理措置及び労働基準法の母性保護規定の周知を図ります。

また、働く女性の母性が社会的に尊重され保護されるよう意識啓発に努め、母性の健康管理を推進します。

基本目標Ⅲ

誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。

少子・高齢化、核家族化、共働きの増加など家庭を取り巻く社会環境が変化する中、依然として、男性は仕事中心であり、子育てや介護などの多くを女性が担い、女性にとって大きな負担となっています。

したがって、家庭における家事・育児・介護などが男女の共同責任であることについての認識を深め、共同参画を促すための啓発や学習機会の充実に努めます。

P T A活動など多様な地域社会活動の多くが女性によって担われており、男性の参加は十分とはいえない状況にあります。そこで、男女が共に積極的に地域活動への男女共同参画を促進するための啓発に努めます。

政治や経済、文化などあらゆる分野においてますます国際化が進む中、本市で生活する外国人も増加するものと予想されます。そのような地域社会において外国人と相互に理解し合い、暮らしやすい環境づくりに努めます。

施策の方向（1）家庭における男女共同参画の促進

家庭における男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

施策の方向（2）地域活動における男女共同参画の促進

地域活動やボランティア活動への男性の参画を促進するとともに、防災や地域の活性化、環境保全などへの女性の参画を進め、地域活動において男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

基本目標Ⅲ

誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。

少子高齢社会、労働人口の減少、家族形態の多様ななど、家庭を取り巻く社会環境が変化する中で、依然として、男性は仕事中心であり、子育てや介護などの多くを女性が担い、女性にとって大きな負担となっています。若い世代を中心に、男性も意識の変化が進んでいます。が、依然として固定的な性別役割分担意識への偏りは存在し、男性のさらなる参画が求められる状況です。

したがって、家庭における家事・育児・介護などが男女の共同責任であることについての認識をより深め、共同参画を促すための啓発や学習機会の充実に努めます。

P T A活動など多様な地域社会活動の多くが女性によって担われており、男性の参加は十分とはいえない状況にあります。そこで、男女が共に積極的に地域活動への男女共同参画を促進するための啓発に努めます。

政治や経済、文化などあらゆる分野において、ますます国際化が進展する中、本市で生活する外国人は今後もさらなる増加が見込まれます。そのような地域社会において外国人と相互に理解し合い、安全に生活し、活躍できる環境づくりに努めます。

施策の方向（1）家庭における男女共同参画の促進

家庭における男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

施策の方向（2）地域活動における男女共同参画の促進

地域活動やボランティア活動への男性の参画を促進するとともに、防災や地域の活性化、環境保全などへの女性の参画を進め、地域活動において男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

施策の方向（3）国際的視野に立った男女共同参画の促進

国際的な相互理解の必要性の高まりに対応して、姉妹都市交流や国際協力などを通じた国際理解の促進に努め、外国人が暮らしやすい環境づくりを促進します。また、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。

主要課題 2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

家事・育児・介護などの家庭責任を男女双方がともに担うことを共通認識とし、仕事と家庭生活の調和のとれた働き方へとつながる社会環境づくりに努めます。

施策の方向（1）仕事と生活の調和の促進

多様な働き方・生き方が選択でき豊かな生活を営めるよう、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発に努めます。

施策の方向（2）仕事と育児・介護の両立の支援

仕事と育児・介護との調和が図れるよう育児・介護休業法の周知と制度利用の促進を図る啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めます。

施策の方向（3）国際的視野に立った男女共同参画の促進

外国人の増加にともない、地域社会への外国人の参加の必要性が高まっていることから、多言語での情報提供を行うとともに、多文化共生社会づくりに向けた施策を推進し、だれもが安心して生活し、活躍できる環境づくりを促進します。

また、姉妹都市をはじめとする諸外国との交流・連携及び国際協力などを通して国際理解を促進するとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報収集し、提供に努めます。

主要課題 2 仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

家事・育児・介護などの家庭責任を男女双方がともに担うことを共通認識とし、仕事と家庭生活の調和のとれた働き方へとつながる社会環境づくりに努めます。

施策の方向（1）仕事と生活の調和の促進

多様な働き方・生き方が選択でき豊かな生活を営めるよう、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発に努めます。

施策の方向（2）仕事と育児・介護の両立の支援

仕事と育児・介護との調和が図れるよう育児・介護休業法の周知と制度利用の促進を図る啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めます。

基本目標Ⅳ

誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題 1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。

女性も男性も互いの違いを認め合い、身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。とりわけ、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、女性が、自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにするため、生涯を通じた健康支援対策の推進に努めます。

また、高齢者や障害者も、その人が持つ可能性を最大限に発揮して、社会活動に積極的に参加できるような支援体制の整備に努めます。

施策の方向（1）女性の生涯を通じた健康保持への支援

女性の健康保持への支援にあたっては、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各段階に応じて、適切な健康の保持増進が図られるよう努めます。

施策の方向（2）高齢者・障害者の生活支援の充実

高齢者や障害者が健康を維持し、社会活動に積極的に参加し社会貢献ができる環境づくりに努めるとともに、高齢者の社会参画・社会貢献が促進されるよう支援します。

基本目標Ⅳ

誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題 1 生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。

女性も男性も互いの違いを認め合い、身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。とりわけ、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。このため、女性が、自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにするため、生涯を通じた健康支援対策の推進に努めます。

また、高齢者や障害者も、その人が持つ可能性を最大限に発揮して、社会活動に積極的に参加できるような支援体制の整備に努めます。

施策の方向（1）生涯を通じた男女の健康保持への支援

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させ、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援します。また、女性の健康保持への支援については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各段階に応じて、意識啓発・相談事業等の健康支援施策を推進します。

施策の方向（2）高齢者・障害者の生活支援の充実

高齢化の進展などにより、増加している高齢者や障害者が健康を維持し、社会活動に積極的に参加し社会貢献ができる環境づくりに努めるとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図り、自立支援や生きがいづくり支援などの充実を図ります。

主要課題 2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

そのため、子育ての負担感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、様々な需要に対応した子育て支援サービスを充実させます。地域や社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制の整備に努めます。

施策の方向(1) 安心して子育てができる環境の整備

就業の有無に関わらず、育児不安や子育ての孤立化に悩む母親やひとり親家庭の負担に配慮し、不安や負担を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

主要課題 2 少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

そのため、子育ての負担感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、様々な需要に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。地域や社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制の整備に努めます。

施策の方向(1) 安心して子育てができる環境の整備

就業の有無に関わらず、育児不安や子育ての孤立化に悩む母親やひとり親家庭の負担に配慮し、不安や負担を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

主要課題 3 防災分野における男女共同参画を推進します。

東日本大震災では、避難所生活における女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面での女性への配慮の必要性が認識されたところです。男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を促進します。

施策の方向(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

平常時からの男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める基盤となるため、防災の主体的な担い手のひとつとして女性を位置付け、災害予防、被災時、被災後、復興等のすべての場面において、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進します。

基本目標Ⅴ

計画を積極的に進める体制づくり

主要課題 1 市を挙げて推進体制の充実に努めます。

本計画の推進に当たっては、広範囲な分野にわたることから、関係各課や機関などが課題の共有と相互の連絡調整を図り、総合的に計画を推進していくとともに、市民・団体・企業などとの連携を図りながら、市民と行政が一体となった協働にも配慮しながら推進します。

また、本計画を実効性のあるものとしていくために、各施策の実施状況を把握しつつ、評価、公表し、計画進行の適正管理に努めます。

施策の方向（1）市を挙げての推進体制の充実

木更津市男女共同参画推進委員会を計画全体の推進に関する審議機関としての機能の強化に努め、庁内に設けられる木更津市男女共同参画庁内連絡会議や木更津市男女共同参画庁内研究会を通じて、全庁的な取り組みを推進していきます。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要であるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら推進します。

(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けて検討を進めるとともに、男女共同参画に関わる総合的相談窓口を設置します。

施策の方向（2）計画進行の適正管理

本計画の実効性を確保しつつ推進していくため、進捗状況を的確に把握し、公表するなど適正管理に努めます。また、市民の視点からの評価・点検できるよう、目標の数値化(指標の設定)などの施策の評価方法について検討します。

基本目標Ⅴ

計画を積極的に進める体制づくり

主要課題 1 推進体制の充実に努めます。

本計画の推進に当たっては、広範囲な分野にわたることから、関係各課や機関などが課題の共有と相互の連絡調整を図り、総合的に計画を推進していくとともに、市民・団体・企業などとの連携を図りながら、市民と行政が一体となった協働にも配慮しながら推進します。

また、本計画を実効性のあるものとしていくために、各施策の実施状況を把握しつつ、評価、公表し、計画進行の適正管理に努めます。

施策の方向（1）庁内推進体制の充実

木更津市男女共同参画推進委員会を計画全体の推進に関する審議機関としての機能の強化に努め、庁内に設けられる木更津市男女共同参画庁内連絡会議や木更津市男女共同参画庁内研究会を通じて、全庁的な取り組みを推進する一方、男女共同参画の意識を持って職務にあたることのできるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要であるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら推進します。

(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けて検討を進めるとともに、男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置を検討します。

施策の方向（2）計画進行の適正管理

本計画の実効性を確保しつつ推進していくため、進捗状況を的確に把握し、公表するなど適正管理に努めます。また、市民の視点からの評価・点検ができるよう、目標の数値化(指標の設定)などの施策の評価方法について検討します。